

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41481

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人が行う高等学校の入学料及び授業料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第二の項 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人が行う高等学校の入学料及び授業料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	秋田県教育庁総務課関係補助金交付要綱別表第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	私立高等学校就学支援事業補助金 3 私立高等学校授業料軽減補助 私立高等学校教育の振興及び保護者の授業料負担の軽減を図るため、高等学校の授業料について軽減補助事業を行う学校法人に対して補助する。 4 私立高等学校入学料軽減補助 私立高等学校教育の振興及び保護者の入学料負担の軽減を図るため、高等学校の入学料について軽減補助事業を行う学校法人に対して補助する。
⑦独自利用事務の関連規範		秋田県教育庁総務課関係補助金交付要綱 私立高等学校就学支援事業補助金(私立高等学校授業料軽減補助・私立高等学校入学料軽減補助)交付要領 私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱